

七尾市業務委託最低制限価格運用要領の一部改正について

令和6年4月17日
七尾市総務部監理課

1. 一部改正の趣旨

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」が一部改正されたことに伴い、「七尾市業務委託最低制限価格運用要領」について、改正することとしました。

2. 最低制限価格運用要領一部改正の概要

- (1) 建築（設備）設計 適用範囲の上限 80% → **81%**
(2) その他 適用範囲の上限 80% → **81%**

3. 主な改正内容

業務委託の種別	算定式	範囲
建設コンサルタント	直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9 ＋一般管理費等×0.5	予定価格の 60%～81%
建築（設備）設計	直接人件費＋特別経費＋技術料等経費×0.6 ＋諸経費×0.6	予定価格の 60%～ 81%
補償コンサルタント	直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9 ＋一般管理費等×0.5	予定価格の 60%～81%
測 量	直接測量費＋測量調査費＋諸経費×0.5	予定価格の 60%～82%
地 質 調 査	直接調査費＋間接調査費×0.9＋解析等調査業務費 ×0.8＋諸経費×0.5	予定価格の 2/3～85%
そ の 他	予定価格×0.6	予定価格の 60%～ 81%

※これらの額に消費税及び地方消費税を加算する。

4. 適用日

- 令和6年4月1日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う業務委託から適用します。